J-Partner 登録契約書

Juniper Networks の J-Partner として登録を行う前に、本 J-Partner 登録契約書（「契約書」）をお読みください。 Juniper Networks に登録すると、あなたは（J-Partner として、または J-Partner でない場合は J-Partner 契約締結の権限を付与された代表者・代理人として）、本契約に拘束されるのに同意することとなります。本契約に含まれる条件に同意しない場合または同意できない場合は、これらの条件を受理せず Juniper Networks の J-Partner として登録しないでください。

本契約の締約当事者は、Juniper Networks と J-Partner です。本契約の「発効日」は、J-Partner が本契約に同意し、J-Partner 登録プロセスを完了した日付となります。

1. **定義** 本契約で下記の用語は以下を意味します。

「ディストリビューター」とは、担当地域内の再販業者に製品とサービスを配給し、その使用を許諾する権限を Juniper Networks から供与されている事業体を意味します。ディストリビューターリストは www.juniper.net/partners/distributers.html で入手でき、かかるリストは Juniper Networks により随時改正または更新されることがあります。

「ドキュメンテーション」とは、操作マニュアル、取扱説明書、技術文献及びその他、Juniper Networks が製品とともに通常提供する資料を意味します。

「エンドユーザー」とは、自らの事業を行うために J-Partner より製品とサービスを購入し、さらに流通や販売を行わない顧客を意味します。

「ハードウェア」とは、J-Partner の注文先であるディストリビューターから、製品の一部として納入される Juniper Networks 機器の物理的コンポーネントを意味します。

「J-Partner」とは、製品及び／またはサービスをディストリビューターから購入してエンドユーザーに再販するために、本契約に同意し、Juniper Networks に登録している企業を意味します。

「JTAC」とは、該当地域にある Juniper Networks の現地技術サポートセンターを意味します。

「Juniper Networks」とは、(a)製品及び／またはサービスがヨーロッパ、中東またはアフリカに出荷、設置または提供される場合、Juniper Networks (Ireland)、(b)製品及び／またはサービスがアジア環太平洋諸国に出荷、設置または提供される場合、Juniper Networks (Hong Kong) Ltd.、または(c)製品及び／またはサービスが北米または南米に出荷、設置または提供される場合は Juniper Networks (U.S.), Inc.を意味します。「Juniper Networks」という用語は、本契約によるサービス提供に関連して使われる場合、Juniper Networks の認定サービス代行者を含むことがあります。

「POS（販売時点）情報」とは、ディストリビューターに発注する時に、Juniper Networks や前記ディストリビューターが要求し、J-Partner が提供する情報を意味し、(a)J-Partner の名前及び J-Partner の加入プロセスの完了時に Juniper Networks によって J-Partner に割り当てられる識別番号、(b)エンドユーザーの名前と住所、(c)出荷先の名前と住所、(d)各エンドユーザーに出荷される製品のシリアル番号と製品コード、(e)各エンドユーザーに販売された製品の数量、を含みますがそれに限定されません。

「製品」とは、J-Partner プログラムと本契約によりなされた J-Partner の認定及び専門レベルに基づき、J-Partner による購入及び再販を Juniper Networks が認可した、ハードウェア、ソフトウェア及び及びドキュメンテーションまたはそれらの一部を意味し、Juniper Networks が特殊な認可を必要とすると決めた製品は除外されます。

「リリース」とは、ソフトウェアの新しい製品バージョンを意味します。

「サービス」とは、製品のメンテナンスとサポートを意味します。

「ソフトウェア」とは、ハードウェアに組み込まれるか別個に納入される機械可読オブジェクトコードを意味し、リリースを含みます。

「担当地域」とは、J-Partner 加入プロセスの完了後、Juniper Networks が J-Partner への電子メール通知で割り当てる地域または領域を意味します。

2. J-Partner の任命; 任命の範囲; 連邦及び公共部門への販売

2.1 J-Partner の任命 本契約の条項に従い Juniper Networks は、担当地域内のエンドユーザーに再販するために J-Partner がディストリビューターから製品とサービスを購入しライセンスすることを承認します。J-Partner は、別の再販業者、代理人、仲介業者あるいは流通網内の他の仲介人に製品やサービスを再販できません。Juniper Networks が書面で承認しない限り、J-Partner はディストリビューター以外から製品やサービスを購入しません。J-Partner は、保証、免責及びライセンス契約の全てが Juniper Networks からの出荷時のままの場合み、製品を流通することができます。J-Partner は、Juniper Networks またはディストリビューターから要求された妥当な措置をすべてとり、製品使用に関する制限及び限界をエンドユーザーに伝えるものとします。

2.2 任命の範囲 J-Partner が本契約の権利を行使する場合、J-Partner は常に J-Partner 製品またはサービスの形で実質的な付加価値を組み合わせて製品を売り込みかつ再販するものとします。Juniper Networks が書面で事前に許可した場合、またはディストリビューターもしくは Juniper Networks から J-Partner に提供されたものから発生しかつそれらと内容が一致するする場合を除き、上記を制限することなく、J-Partner はその製品またはサービスに関して何の確約、保証または表明もしません。

2.3 連邦及び公共部門への販売 Juniper Networks のその時点で有効な連邦または公共部門リセラープログラムの規定に従い、かつ Juniper Networks が設定した追加条件に従って、連邦または公共部門リセラーとして J-Partner が承認されている場合を除き、J-Partner は米国連邦政府、州、地方自治体、または教育部門に、請負人または下請業者を通して直接または間接的に製品を販売できません。Juniper Networks は、連邦または公共部門リセラープログラム及び関連条項を随時改定する権利を留保します。

3. ライセンス供与; 制限事項

3.1 商標ライセンス供与 Juniper Networks は、本契約の期間中、その条件に従って、エンドユーザーへの製品・サービスの再販のみに関連し、合理的に必要な範囲内のみにおいて、Juniper Networks が主張する商標、サービスマーク、ロゴ（「マーク」）を使用・表示する、非独占的かつ譲渡不可の権利を、無償で J-Partner に供与します。J-Partner は、マークを使用してのみ製品を販売及び流通するものとします。J-Partner は、製品及びドキュメンテーションに記載された著作権情報、商標またはパッケージを取り除いたり変更してはいけません。J-Partner は、Juniper Networks の商標ガイドラインまたはスタイルガイドに従ってマークを使用し、Juniper Networks から要求があった場合、マークのいずれかを参照または表示する販売促進資料、宣伝資料またはその他の資料すべてを Juniper Networks に提供し、Juniper Networks の検討と承認を受けなければなりません。マークの使用は、マークに対するいかなる権利、権限もしくは利益、または製品の販売もしくは流通を継続させる権利が J-Partner に対して供与されるわけではありません。そのような権利の侵害に対する訴訟を Juniper Networks が起こした場合、J-Partner は Juniper Networks に協力することに同意します。

3.2 ライセンス供与 製品がソフトウェアまたはファームウェアから構成されている場合、あるいはいずれかを含む場合に限り、J-Partner の任命により J-Partner に供与されるのは、そのようなソフトウェアまたはファームウェアをエンドユーザーに販売するライセンスのみであり、このようなソフトウェアまたはファームウェアに対するいかなる権利、権限、利益も、J-Partner またはいかなるエンドユーザーに譲渡されるものではありません。J-Partner は、ソフトウェアまたはファームウェアから構成されている、もしくはいずれかをを含む製品を、個別ユニットとして販売、売込または流通してはならないものとします。このようなソフトウェアまたはファームウェアのライセンスはいずれも、各製品に含まれるライセンス契約の条件に基づき、かつそれに従うものとします。Juniper Networks は、製品がソフトウェア以外

の品目を含むかそれから構成される場合にのみ製品を販売します。「販売」、「購入」及び「価格」等の用語の使用は、本第 3.2 章に基づいて解釈されるものとします。

3.3 **制限事項** J-Partner は、ソフトウェアの変更、改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、分解もしくはそれからのソースコード抽出または派生著作物の作成；ソフトウェアの不正な複製；エンドユーザー以外へのソフトウェア及びドキュメンテーションの販売及び流通；ソフトウェアまたはドキュメンテーション及びそのコピーに含まれる、著作権を有する通知やラベル、マークの除去；マークの登録；製品とともに出荷される保証や免責、ライセンス契約の変更及び削除；またはソフトウェアが組み込まれた製品あるいはかかるソフトウエアの使用が想定されていた製品の一部以外でソフトウェアを使用することはできません。

4. **レポート** J-Partner は、ディストリビューターへの発注時にディストリビューターに POS 情報を提供しなければなりません。J-Partner が購入時に POS 情報をディストリビューターに提供できない場合、J-Partner はそのディストリビューターと Juniper Networks に書面で通知し、POS 情報の取得方法についてディストリビューター及び Juniper Networks から書面による承認を得なければなりません。J-Partner は、Juniper Networks または該当ディストリビューターが制定したその他のレポートに関する要件及びレポート提出手順全てに従わなければなりません。

5. **保証**

5.1 **ハードウェア及びソフトウェア媒体保証** Juniper Networks のエンドユーザーに対する保証は、製品とともに提供されます。本第 5 章と、製品とともに出荷された保証及び免責事項の間に矛盾がある場合、後者を優先するものとします。

5.2 **制限** ハードウェアまたはソフトウェアが、(i)元々の識別マークの除去または変更、あるいはこれに限らず、何らかの形で変更されていた場合（かかる変更が Juniper Networks によって加えられた場合は除く）、(ii)ドキュメンテーションに従って設置、操作、修理またはメンテナンスされていないか、または適用法律に準拠して輸入されていない場合、(iii)Juniper Networks またはその代理人によって訓練されていない者により修理が行われた場合、(iv)無理な物理的、熱的、電気的ストレス、誤用、過失、または事故の被害にあった場合には、何の保証も適用されません。さらに、ハードウェアまたはソフトウェアは、(A)原子力施設の設計、建設、操作またはメンテナンス、(B)航空機のナビゲーションまたは操作、(C)生命維持または命に関わる医療機器の操作に使用する目的では設計されておらず、Juniper Networks は、このような使用への適合性に対する明示的または黙示的な保証は一切しません。Juniper Networks は、損失や破壊の予防としてのプログラム及びデータのバックアップに責任を負うものではありません。Juniper Networks の保証義務には設置サポートは含まれておりません。

5.3 **免責事項** **Juniper Networks ウェブページで提供される文献すべては「現状通り」で提供されます。上記第 5.1 章で定義されている以外、本契約に基づいて提供される製品及びサービスに関して、明示的にも黙示的にも、法規によるものでもそれ以外によるものでも、Juniper Networks は一切保証をしません。保証から除外されるものには、市場性があること、特定目的に適合すること、隠れた欠陥がないこと、または使用、取引もしくは取引過程に起因する保証を侵害していないことを含み、これらに限定されません。Juniper Networks は、そのウェブページに含まれる情報、リンク、その他資料の正確性及び完全性、またはそのソフトウェアにエラーがなく、問題や障害なく稼動することを保証するものではありません。**

6. **J-Partner プログラム要件**

6.1 **資格** J-Partner は常時、Juniper Networks が URL www.juniper.net/partners/jpartner_criteria.html に掲げる J-Partner プログラムの方針及び基準を遵守するものとします。これには、販売及びテクニカルサービスサポート及び支援の提供、本契約による J-Partner の義務の履行に十分な販売組織、施設及びその他の資源の維持を含みますがこれに限定されません。J-Partner のビジネスの大部分は、現地における対面による付加価値販売となります。Juniper Networks は、J-Partner が本契約及び促進プログラムすべてに従い、及び／または J-Partner プログラム要件を継続して満たすことを保証するため、J-Partner からさらに提供される情報を監査または要求する権利を保留します。J-Partner が指定レベルとしてその時点で有効な資格を満たしていないと Juniper Networks が判断した場合、Juniper Networks は、J-Partner の J-Partner プログラム資格を剥奪するか、J-Partner の認定及び専門レベルを変更することができます。

6.2 デモ及び評価機器　J-Partner が製品のデモ及び内部評価ユニットを購入した場合、J-Partner はこれらの製品をデモ、内部評価及び試験目的でのみ使用するものとします。J-Partner は、Juniper Networks からの書面による合意を事前に得ることなく、このようなデモまたは評価製品のいずれかを第三者に流通、販売またはサブライセンス許諾してはなりません。

6.3　その他の利点　J-Partner は、J-Partner の販売活動を支援する様々なツールやリソースを提供する、Juniper Networks のアクセス制限付きウェブサイトにアクセスすることができます。

7.　一般契約条件　これらの契約条件は、本契約及びあらゆる添付書類に適用するものとします。

7.1 機密情報　機密情報とは、以下の方法で他方当事者に開示される情報すべてを意味します。(i) 「機密」または「専用」と指定されている実体のあるの情報、(ii)口頭で開示され、開示後 30 日以内に相手方に書面による要約として提供される情報、または、(iii)情報の性質及び開示の状況により、受取側が機密または専用であることを無理なく推測すべき情報。機密情報には以下のものは含まれません。(a)受取側に責任なく、一般に既知となっている、または既知となる情報、(b)開示時に受取側に知られていることが記録で証明される情報、(c)今後、権利として、開示上の制限なく第三者により受取側に提供される情報、(d)本契約を侵害することなく、受取側により独自に開発される情報、あるいは、(e)相手側が防護手段をとることができるよう、開示側が的確な通知を行っていることを条件として、裁判所またはその他の官庁の有効な命令に応じて開示される情報、または法律により開示が要求される情報。上記に関わらず、当事者は Juniper Networks の価格リスト、ドキュメンテーション及び製品ロードマップはすべて、本契約の下で機密情報とみなすことに同意するものとします。

各当事者は、相手の機密情報すべてを機密に保持するために妥当な注意を払い、どちらも相手の機密情報を第三者に開示したり、不正な目的で使用してはなりません。各当事者は、本契約の目的を達成するために、該当情報を知る必要のある受取人、従業員及び代表者にのみ機密情報を開示してよいものとします。本契約はいずれの当事者に対しても、明示的または暗示的に、機密情報に含まれる知的財産に対する権利やライセンスの供与を許可するものではありません。受取側が負う責任は、受取側の行為なくしても、相手側の機密情報が公開または一般に既知となる時まで存続するものとします。あらゆる機密情報は、受取側で不要となった場合、または開示側の要求や本契約の解約時点で、即座に開示側に返却するものとします。各当事者は、機密条項に対する違反は、回復不可能な侵害を相手側に引き起こし、相手側には差し止めによる救済を求める権利が与えられることに同意するものとします。機密情報の開示は本契約により管理され、当事者またはその代理人により過去に締結された機密保持または守秘義務契約すべてに優先するものとします。このような機密情報は、かかる交換が行われた日付に、本契約（及び本契約の効力もかかる時点で有効とみなす）に従って開示されたものとして取り扱われるものとします。

連邦または州の該当する証券取引法規に従うために守秘義務が必要となる場合を除き、本契約のいずれの条項も、米国連邦所得課税措置及び米国連邦所得課税構造に関していずれかの当事者が本契約で想定されるあらゆる取引及びあらゆる種類の資料を使用、または開示することを妨げ、または制限するものではありません。また、前記課税措置及び課税構造に関して当事者に提供されるあらゆる種類の資料（意見やその他の税務分析を含む）の使用または開示を妨げまたは制限するものでもありません。

7.2 適用言語　当事者は、本契約は英語で書かれ、受諾されることに合意するものとします。英語バージョンからの本契約の翻訳は、便宜上でのみ提供されるものとします。Les parties aux présentés confirment leur volonté que cette convention de même que tous les documents y compris tout avis qui s'y rattaché, soient redigés en langue anglaise. （翻訳：「当事者は、本契約及び関連ドキュメンテーションすべてが英語であることを承認します。」）

7.3 法律への準拠と **J-Partner** の賠償義務　J-Partner は、製品やサービス、Juniper Networks または J-Partner の営業活動に適用されるあらゆる国、州、地方自治体などの制定法、法律、規制、条例、行政命令などすべて（総称して「法律」）に完全に従うものとします。これには、輸入または環境に関する法律が含まれますが、この限りではありません。また、J-Partner は、http://www.juniper.net/us/en/partners/sell-juniper/#become-reseller にある Juniper Networks のパートナー行動規範にも従うものとします。

J-Partner は、製品、サービス及び一部の Juniper Networks 機密情報（総称して「統制品目」）には、様々な国の輸出及び輸入制限法規が適用されることを認識し、これに同意します。このような法規には、統制品目がどこで製造されどこにあるかに関わりなく、米国輸出管理法（「EAR」）が含まれます。統制品目の購入や流通、再販、サポート過程及び使用時には、J-Partner（従業員、代理人、顧問を含む）は、適用される輸出及び輸入関連法規制に厳密に従い、ライセンスまたはこのような法規で許可されている場合を除き、いかなる者または事業体に対しても（J-Partner はそれらを利用してもならない）、このような統制品目またはその直接製品のいずれかを輸出、再輸出、譲渡、転用、リリース、輸入あるいは公開してはなりません。Juniper Networks は、それが求めることのできるあらゆる補償に限定することなく、責任を負わずに、(i)そのような注文の履行として製品の納入またはサービスを実施することが、適用輸出制限またはその他の法規のいずれかに違反していると判断する場合、あらゆる製品またはサービスの受入れを拒否または撤回することができ、(ii)そのような納入または実施が適用輸出制限またはその他の法規のいずれかに違反していると判断する場合、製品、保証の実施またはサポートサービスを留保することができます。

J-Partner（従業員、代理人、顧問を含む）は、金銭または価値を有する物の全部または一部が、直接または間接的に、国際行政団体の役人、国家公務員、政党、政治家、行政官候補（「海外役員」）の誰かに提供、供与、保証されたり、それがまたは何らかの法律に違反しながら行われることを知りながら、あるいはそれを知る理由がありながら、海外役員またはその他あらゆる者に、そのような金銭あるいは何らかの価値の許可、提供あるいは金銭の獲得または提供の確約をしてはなりません。J-Partner は、以下に対して、Juniper Networks とその取締役、役員、従業員を補償、防御及び保護するものとします。(i)J-Partner がこの章に従わないことに起因または関連する、あらゆる申し立て、要求、行為、起訴及び訴訟（「違反申し立て」）及び、(ii)違反申し立てに起因または関連するあらゆる先取特権、債務、費用及び経費（妥当な弁護士料を含む）。

7.4 期間; 解約

7.4.1 期間 本契約は、本契約に従って期限前に解約されない限り、発効日から 1 年間有効です。本契約の当初の期間後、当事者は、本契約の期間延長に相互に同意することができます。

7.4.2 理由のない解約 当事者はいずれも、相手側に対して少なくとも 30 日前に書面で通知することにより、理由なく本契約を解約することができますが、Juniper Networks は、発効日から最初の 30 日以内であれば、J-Partner に通知することにより、本契約を即座に解約することができます。

7.4.3 理由のある解約 いずれの当事者も、書面による通知から 30 日以内に相手側により解決されない重大な違反がある場合、あるいは、その性質ゆえに 30 日以内に解決されない重大な違反が発生した場合は、解約通知とともに即座に本契約を解約することができます。これには、J-Partner に適用される J-Partner プログラムの主要事項の不履行が含まれますがそれに限定されません。J-Partner が営業活動を止めた場合、破産した場合、管財人の任命に困難がある場合や債権者の利益のために任命を行う場合、自発的または強制破産する場合、J-Partner の所有者に重大な変更がある場合や J-Partner の全資産が実質的に移譲される場合、あるいは、Juniper Networks が、J-Partner プログラムへの J-Partner の参加に関連して、J-Partner 側に何らかの虚偽の陳述や不作為を発見した場合、Juniper Networks は本契約を即座に解約することができます。

7.4.4 解約時の義務 本契約の解約時

(a)Juniper Networks により供与された認可及びライセンスはすべて解除され、あらゆる権利は Juniper Networks に返還されるものとします。本契約が支払い不履行により解約された場合を除き、本契約により供与されたライセンスは、注文書が承認された製品とサービス、解約後に製品とサービスが納入される製品とサービス、及び J-Partner が処理中のサービスすべてに及びます。

(b)J-Partner は、在庫製品と、注文書が解約日以前に承認された追加製品のみを販売できます。

(c)J-Partner がサービスを直接エンドユーザーに提供していた場合、Juniper Networks は、その標準サポート方針に従い、このようなサービスを Juniper Networks がエンドユーザーに提供するか、Juniper Networks サービスの

提供を該当地区内の別の再販業者に割り当てるかします。その場合 J-Partner は、残りのサービス期間にエンドユーザーが J-Partner に支払うサービス料全てを、Juniper Networks または別に認定された再販業者に支払うこととします。

(d)当事者は、相手側の文献、ドキュメンテーション、データ、機密情報及びそれらから派生した全関連資料を相手側に即座に返却します。

(e)いずれの当事者も、第 7.4.1、7.4.2 または 7.4.3 条に従い、付随的または結果的損害を含む、本契約の解約から生じるあらゆる種類の要求や損害に対して責任を持つものではありません。これには、あらゆる補償金、見込み利潤、見込み販売量または営業権の損失に対する弁済が含まれますがそれに限定されません。しかし解約によって、本契約の解約以前に発生した当事者の債務はいずれも解消するわけではありません。これには未払金が含まれますがそれに限定されません。J-Partner は、本契約に明記されている場合を除き、法律の運用あるいは別の理由により本契約の解約時に補償金または賠償金を受け取る権利をすべて放棄するものとします。

(f)当事者は、エンドユーザー及び互いに負う債務残高すべてを支払うよう協力しあうものとします。

7.5 存続 本契約を解約しても、いずれの当事者も相手に対して負ういかなる支払や債務も免除されるものではなく、また本契約について何らかの違反があった場合でも、いずれの当事者の権利または義務も影響を受けるものではありません。第 1、2.2、3.3、5 及び 7 条は、本契約が解約された後もこれら条項に示す義務が完了するまで効力を持つものとします。

7.6 契約の可分性 本契約のいずれかの部分に法的強制力がないと判断された場合も、残りの部分は完全な効力と効果を持ち続けるものとし、行使不可能な条項は改正し、ここに示されている当事者の意図を尊重し最大限の法的効力を持たせるものとします。

7.7 権利放棄 当事者が本契約の条項のいずれかを行使しなかったとしても、その当事者がその後本契約の各条項を行使する権利を放棄することにはならないものとします。

7.8 準拠法と裁判籍 本契約には、法律規定の選択を除き、米国カリフォルニア州の法律が適用され、解釈されるものとします。本契約に起因する争議すべてにおいて、J-Partner は、米国カリフォルニア州、サンタクララ郡内の州及び連邦裁判所の対人・専属管轄権及び裁判地に同意するものとします。

7.9 割り当て J-Partner は、Juniper Networks から事前に書面による同意を得ずに、本契約下の権利や義務を割り当てたり譲渡してはなりません。

7.10 通知 ここで必要とされまたは許可される通知またはその他の通信すべては書面で行われるものとし、電子メールで送信された場合、以下の受信者に送られたものとします。(a)アジア太平洋所在の J-Partner からは ap-partners@juniper.net へ; ヨーロッパ、中東またはアフリカ所在の J-Partner からは EMEAchannelinfo@juniper.net へ; 北米及び南米所在の J-Partner からは uspartners@juniper.net へ; (b)Juniper Networks からは、J-Partner 登録プロセス間に J-Partner が提出した電子メールアドレスへ。通知は電子メールの送信後、1 営業日以内に受信されたものとみなします。

7.11 不可抗力 J-Partner の支払義務を除き、いずれの当事者もその合理的な支配が及ばない事由による不履行に対する責任は負いません。

7.12 請負人 本契約で成立する関係は請負人の関係であり、本契約のいかなる内容も、(i)当事者の一方に他方の営業活動を指揮支配する権利を与え、(ii)当事者をパートナー、合弁参加者、フランチャイズ主宰者・フランチャイズ加盟店または合同事業または共同事業の参加者に任命し、あるいは(iii)当事者の一方が何らかの目的で他方の代わりに何らかの義務を付与または負う、と解釈されるものではありません。

7.13 債務制限条項 **本契約のいかなる規定にもかかわらず、本契約や製品またはサービスの販売に起因する、Juniper Networks 及びそのサプライヤーの累積総債務は、そのような債務を発生させた事象や状況の直前 3 ヶ月間に、Juniper Networks の製品（上記に定義）またはサービスに対して、J-Partner がディストリビューターに支払う金額に制限されるものとします。いかなる場合も、債務の理由に関わらず、Juniper Networks は、利益損失、データの損失ま**

たは代替商品・サービス購入にかかる費用、あるいは本契約に起因するいかなる特別、間接または結果的損害に対して責任を負うものではありません。これは、本契約書に基づいて購入された製品の使用に起因するもの、製品またはサービスの性能不具合、その他すべての理由を含む責任を含みますがそれに限定しません。これらの制限条項は、あらゆる限定修復の本来の目的が達成できなくても適用されるものとします。

7.14 Juniper Networks ウェブページの更新 本契約及び Juniper Networks ウェブページ上のその他の資料は随時更新されることがあります。Juniper Networks は、J-Partner プログラムの内容を自由に変更する権利を留保します。J-Partner は、Juniper Networks ウェブページで更新をチェックし、適用される J-Partner プログラム要件すべてに従う責任のみを負います。J-Partner は、J-Partner プログラムへの加入を継続することにより、Juniper Networks の最新の契約条件に同意したことになります。

7.15 契約のクリックスルー英語版の適用 本契約のクリックスルー英語バージョン（J-Partner 登録プロセス時に表示され、J-Partner は、登録プロセスを完了するためにはこれに同意しなくてなはりません）は、当事者間で事前に締結された口頭または書面による契約や確約、表明、またいずれかの当事者が本契約のダウンロード及び翻訳バージョンに署名しているか否かにかかわらず、ダウンロード及び翻訳バージョンよりも優先するものとします。